

○山形大学医学部附属病院研修生受入れ規程

(昭和54年1月25日制定)

改正	平成元年2月15日	平成元年4月17日
	平成3年11月11日	平成9年5月14日
	平成11年1月25日	平成13年5月15日
	平成14年3月1日	平成16年4月1日
	平成19年1月9日	平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における病院研修生の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「病院研修生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等別表に掲げる職種の免許を有する者で、本院において研修を受ける者をいう。

(申請)

第3条 研修を受けようとする者は、病院研修生申請書(別記様式)に必要な書類を添えて、病院長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、本院の業務に支障がない場合に限り、受入れを許可するものとする。

(研修期間)

第5条 病院研修生の研修期間は、別表のとおりとし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えないものとする。

(研修料)

第6条 病院研修生の研修料は、日額1,080円とする。

2 病院研修生は、受入れを許可されたときは、研修期間に応じて、研修料の全額を研修開始日の前日までに納付しなければならない。

3 研修料を研修開始日の前日までに納付しないときは、病院長は、第4条に規定する許可を取り消すものとする。

4 納付済みの研修料は、返付しない。ただし、病院研修生から研修開始日の前日までに取消しの申し出があった場合は、この限りでない。

(研修課程)

第7条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

(研修方法)

第8条 病院研修生は、病院長の指示に基づき、研修を行うものとする。

(規則の遵守)

第9条 病院研修生は、山形大学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修の停止及び許可の取消し)

第10条 病院研修生が第8条若しくは前条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該病院研修生の研修を停止させ、又は第4条の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月15日)

この規則は、平成元年2月15日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成元年4月17日)

この規則は、平成元年4月17日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年11月11日)

この規則は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成9年5月14日)

この規則は、平成9年5月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年1月25日)

この規則は、平成11年1月25日から施行する。

附 則(平成13年5月15日)

この規則は、平成13年5月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月1日)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月9日)

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

病院研修生の受入れ職種及び研修期間

職種	期間
薬剤師	6か月以内
保健師	〃
助産師	〃
看護師	〃
診療放射線(エックス線)技師	〃
臨床(衛生)検査技師	〃
理学療法士	〃
作業療法士	〃
視能訓練士	〃

栄養士	〃
調理師	〃
歯科技工士	〃
歯科衛生士	〃
あん摩マッサージ指圧師	〃
はり師	〃
きゅう師	〃
柔道整復師	〃
臨床工学技士	〃
義肢装具士	〃
救急救命士	〃
言語聴覚士	〃

別記様式

病院研修生申請書

[別紙参照]